

令和6年度 教育課程連携協議会次第

6月28日（金）10時～12時
[Zoomによるオンライン]

- I 大学側挨拶：曾我研究部長

- II 出席者の自己紹介
外部委員側、大学側

- III 委員長選出

- IV 大学側からの概要説明

- V 質疑応答・意見交換

- VI 研究部長謝辞

令和6～7年度
京都大学公共政策大学院教育課程連携協議会 委員名簿

2・3号委員

(50音順)

氏名	現職(前歴)	備考
安藤 よし子	キリンホールディングス株式会社 社外取締役 三精テクノロジーズ株式会社 社外取締役 JFEホールディングス株式会社 社外取締役 (元) 滋賀県副知事 (元) 厚生労働省人材開発統括官	2期目
稲継 裕 昭	早稲田大学政治経済学術院 教授	3期目
武濤 雄一郎	日本規格協会ソリューションズ株式会社 代表取締役社長 (元) 株式会社ブリヂストン 常務執行役員 (元) 経済産業省 特許庁 審査業務部長	3期目
戸田 香	京都女子大学ジェンダー教育研究所 助教 (元) 朝日放送テレビ株式会社 (株式会社デジアサ 取締役)	2期目
中江 公人	大和証券株式会社 監査役 イノテック株式会社 取締役 (前) 全国労働金庫協会・労働金庫連合会 理事長 (元) 防衛事務次官	3期目

※ 任期は、令和6年4月1日から2年間。

1号委員

役職	氏名
研究部長・教育部長	曾我 謙悟 教授
副研究部長	嶋田 博子 教授
教務委員会主任	島田 幸典 教授
入試委員会主任	森川 輝一 教授

※ 任期は、令和6年4月1日から2年間。

[参考]

公共政策大学院教育課程連携協議会規程（抄）

第1条 公共政策連携研究部及び公共政策教育部に、教育課程連携協議会（以下「連携協議会」という。）を置き、これを専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第6条の2第1項の教育課程連携協議会とする。

第2条 連携協議会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

(1) 公共政策連携研究部長（以下「研究部長」という。）が指名する公共政策連携研究部の教員

(2) 公共政策教育部の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの

(3) 国立大学法人京都大学の教職員以外の者であって研究部長が必要と認めるもの

2 委員の過半数は、国立大学法人京都大学の教職員以外の者でなければならない。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第1項第2号の委員は公共政策教育部長（以下「教育部長」という。）が、同項第3号の委員は研究部長が委嘱する。

第3条 連携協議会は、公共政策連携研究部が教育研究活動等について行う自己点検・評価の結果を検証するほか、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項

(2) 授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

(3) その他公共政策連携研究部の運営に関する重要事項

[申合せ]

委員の任期については、最長5期10年を目途とする。（平成26年5月教授会確認事項）